

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	北九州市 特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	(評価対象の事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当認定請求等の受付、審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (事務の内容) 1 特別児童扶養手当の認定請求の受理、認定、認定結果の通知 2 特別児童扶養手当の額改定届の受理、内容審査、結果の通知 3 特別児童扶養手当の額改定請求書の受理、内容審査、結果通知 4 特別児童扶養手当の所得状況届の受理、内容審査、結果通知 5 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認、特別児童扶養手当受給者証の交付 6 未支払特別児童扶養手当請求書の受理、特別児童扶養手当支払通知書の交付 7 特別児童扶養手当資格喪失届の受理、特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項の別表66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、20、29、42、80、81、125、141、146、155、158、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局障害福祉部

②所属長の役職名	障害福祉企画課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課 093-582-2453	
9. 規則第9条第2項の適用		[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合の住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、区役所及び本庁で複数回確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システムへのアクセスは事務従事者に限り、個別にID、パスワードを設定している。また、定期的にログの点検を行い、不正アクセスや不正操作がないか確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(仮称)北九州市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項、別表第2の21の項	事後	
平成28年11月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	北九州市障害福祉部障害福祉課	北九州市障害福祉部障害者支援課	事後	
平成28年11月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 坂元 光男	障害者支援課長 西尾 典弘	事後	
平成28年11月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課	北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課	事後	
平成30年3月12日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号、第2号及び第3号)、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項、別表第2の21の項	番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号から第8号まで)	事後	
平成30年3月12日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二の16の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第3号及び第4号)、19の項、26の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号および第5号)、30の項、56の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第30条第9号)、57の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条第1号、第2号、第5号および第6号)87の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号及び第4号)、116の項	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2第1号)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2第1号)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条第1号から第6号まで)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条第10号)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条第1号、第2号、第5号および第6号)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条第1号から第6号まで)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3第1号から第4号まで)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2第1号から第5号まで)、119の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	
平成30年3月12日	II 1. 対象人数	平成27年8月1日 時点	平成30年1月31日 現在	事後	
平成30年3月12日	II 2. 取扱者数	平成27年8月1日 時点	平成30年1月31日 現在	事後	
平成31年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害者支援課長 西尾 典弘	障害福祉企画課長	事後	
平成31年3月31日	7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 093-582-2424	北九州市保健福祉局障害福祉部 障害福祉企画課 093-582-2453	事後	
平成31年3月31日	II 1. 対象人数	平成30年1月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
平成31年3月31日	II 2. 取扱者数	平成30年1月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和3年10月4日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号から第8号まで)	番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条)	事後	
令和3年10月4日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第1項第7号 別表第二の66の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「法別表第二の事務を定める命令」という。))第37条第1号、第2号及び第3号) (情報提供) 番号法第19条第7号別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2第1号)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2第1号)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条第1号から第6号まで)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条第10号)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条第1号、第2号、第5号および第6号)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条第1号から第6号まで)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3第1号から第4号まで)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2第1号から第5号まで)、119の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「法別表第二の事務を定める命令」という。))第37条) (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2)、120の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の3)	事後	
令和3年10月4日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和3年9月30日時点	事後	
令和3年10月4日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和3年9月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条)	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の	事後	
令和4年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和4年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和4年12月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「法別表第二の事務を定める命令」という。))第37条) (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2)、120の項	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「法別表第二の事務を定める命令」という。))第37条) (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2)、120の項	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※身体または精神に法の定める程度の障害(身体障害者手帳1、2、3、4級の一部または、療育手帳A、Bの一部程度の障害)のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給する手当。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を用いた事務で取り扱う。 1 特別児童扶養手当の認定請求の受理、認定、認定結果の通知 障害児の福祉の増進に寄与するとともに、在宅障害児の監護、養育者に対する介護料的な支給を目的に、新規申請に基づき認定審査、支給決定、結果通知の送付 2 特別児童扶養手当の額改定届の受理、内容審査、結果の通知 対象児童の障害程度が軽度に変更、または監護しなくなったときに、届出に基づき内容審査、減額決定、結果通知の送付 3 特別児童扶養手当の額改定請求書の受理、内容審査、結果通知 対象児童の障害程度が重度に変更、又は障害児童数が増加した時に、申請に基づき内容審査、増額決定、決定通知の送付 4 特別児童扶養手当の所得状況届の受理、内容審査、結果通知 当年8月から翌年7月までの手当支給要件(所得制限等)を確認するため、一定期間内に届出受理、内容審査、期間更新決定、決定通知の送付 5 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認、特別児童扶養手当証書の交付および送付 各種変更届(住所、受給者氏名、金融機関等)に基づき、届出受理、内容審査、変更決定、決定通知の送付 6 未支払特別児童扶養手当請求書の受理、特別児童扶養手当支払通知書の交付 支給停止消滅事由(所得金額、控除額、扶養人数等の変更)に基づき、内容審査、支給再開決定、決定通知書の送付 7 特別児童扶養手当資格喪失届の受理、特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付 資格喪失事由(死亡、市外転出、その他)に基づき、内容審査、資格喪失決定、決定通知の送付	(評価対象の事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当認定請求等の受付、審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (事務の内容) 1 特別児童扶養手当の認定請求の受理、認定、認定結果の通知 2 特別児童扶養手当の額改定届の受理、内容審査、結果の通知 3 特別児童扶養手当の額改定請求書の受理、内容審査、結果通知 4 特別児童扶養手当の所得状況届の受理、内容審査、結果通知 5 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認、特別児童扶養手当受給者証の交付 6 未支払特別児童扶養手当請求書の受理、特別児童扶養手当支払通知書の交付 7 特別児童扶養手当資格喪失届の受理、特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項の別表66の項	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二の66の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「法別表第二の事務を定める命令」という。))第37条) (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の9の項(法別表第二の事務を定める命令第8条)、12の項(法別表第二の事務を定める命令第10条の2)、15の項(法別表第二の事務を定める命令第11条の2)、16の項(法別表第二の事務を定める命令第12条)、19の項(法別表第二の事務を定める命令第13条の2)、26の項(法別表第二の事務を定める命令第19条)、30の項、56の2の項(法別表第二の事務を定める命令第30条)、57の項(法別表第二の事務を定める命令第31条)、87の項(法別表第二の事務を定める命令第44条)、110の項(法別表第二の事務を定める命令第55条の3)、116の項(法別表第二の事務を定める命令第59条の2)、120の項(法別表第二の事務を定める命令第59条)	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、20、29、42、80、81、125、141、146、155、158、161の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	申請者からマイナンバーが得られない場合の住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、区役所及び本庁で複数回確認を行っている。	事後	新規項目追加
令和7年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	システムへのアクセスは事務従事者に限り、個別にID、パスワードを設定している。また、定期的にログの点検を行い、不正アクセスや不正操作がないか確認している。	事後	新規項目追加